

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年5月25日

【会社名】 株式会社イズミ

【英訳名】 IZUMI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山西 泰明

【本店の所在の場所】 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

【電話番号】 (082)264-3211(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 西本 和紀

【最寄りの連絡場所】 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

【電話番号】 (082)264-3211(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 西本 和紀

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 53,309,964円  
(注)本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	19,442株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

##### (注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議しました。また、2021年5月26日開催の第60回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠の枠内で、当社の取締役に対して年額100百万円以内、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会の定める地位を喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、当社は、当社の取締役のほか、当社の執行役員に対しても、当社の取締役と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、同株式を付与する旨を、以下のとおり本日開催の当社の取締役会にて決議しております。

今般、当社は、制度の目的、当社の業績、各割当予定先の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、2022年5月25日開催の当社取締役会の決議に基づき、当社の取締役5名(以下「対象取締役」という。)に付与される当社に対する金銭報酬債権、及び、同日開催の当社取締役会の決議に基づき当社の執行役員12名に付与される当社に対する金銭債権の合計53,309,964円を現物出資の目的として(募集株式1株につき出資される金銭(報酬)債権の額は金2,742円)、当社の普通株式合計19,442株(以下「本割当株式」という。)を付与することを決議いたしました。

##### < 譲渡制限付株式割当契約の概要 >

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。なお、当社は、本自己株式処分の割当予定先である当社の執行役員との間においても、概ね同様の譲渡制限付株式割当契約を締結する予定です。

##### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、2022年6月24日(払込期日)から当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失する日までの間(以下「本譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、2022年6月24日(払込期日)から2023年2月期に係る定時株主総会の終結の時までの間(以下「本役務提供期間」という。)、継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2022年5月から当該喪失日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、1を超える場合は1とみなす。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

##### (3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### (4) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

##### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所  
 名称：株式会社証券保管振替機構  
 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

## 2 【株式募集の方法及び条件】

### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	19,442株	53,309,964	
一般募集			
計(総発行株式)	19,442株	53,309,964	

- (注) 1. 本制度に基づき、割当対象者に割当てる方法によります。  
 2. 自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本に組入れられません。  
 3. 現物出資の目的とする財産は、本制度に基づく当社による金銭報酬債権又は金銭債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)	内容
当社の取締役：5名	12,676株	34,757,592	当社による金銭報酬債権
当社の執行役員：12名	6,766株	18,552,372	当社による金銭債権

### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,742		1株	2022年6月16日 ～6月23日		2022年6月24日

- (注) 1. 本制度に基づき、割当対象者に割当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。  
 2. 自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本に組入れられません。  
 3. また、本自己株式処分は、割当対象者に対する金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

- (注) 本決議に基づき支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

#### 4 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	440,000	

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。  
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等です。

##### (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、本制度に基づき付与される金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産とする現物出資により行われるものであり、金銭による払込みはありません。

#### 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

#### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

#### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

### 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

#### 第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

#### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

#### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第60期(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日) 2021年5月27日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第61期 第1四半期(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)

2021年7月14日関東財務局長に提出

事業年度 第61期 第2四半期(自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)

2021年10月13日関東財務局長に提出

事業年度 第61期 第3四半期(自 2021年9月1日 至 2021年11月30日)

2022年1月12日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2022年5月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2021年5月28日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2022年5月25日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については\_\_\_\_ 野で示しております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(2022年5月25日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### 2 [事業等のリスク]

##### (1) 新型コロナウイルス感染症に関するリスク

新型コロナウイルス感染症につきましては、ウィズコロナを模索しつつも、今後の感染再拡大の動向や終息時期が見通しづらく、この影響は中長期的に継続することを想定しています。

このような状況下、当社グループでは、新型コロナウイルス感染拡大を防止し、安全かつ安定した店舗運営を継続していくための取り組みを実施しています。店舗においては、緊急事態宣言等の発令を受け、一部売場を除き営業時間を短縮し、感染拡大が深刻であった地域では、一部売場を土日休業としました。また、買い物かご除菌装置の導入拡大、非接触ニーズへの対応としてセルフレジ及びセミセルフレジのご利用推進、ワクチン接種会場の提供ならびに従業員・その他地域の皆様へワクチンの職域接種の参加を呼び掛けるなど、地域のお客さま並びに従業員の健康と安全を最優先に考え、お客さまに安心してご来店いただける環境の整備や生活必需品の安定した供給と安全な店舗運営に、引き続き全力を挙げて取り組んでいます。また、新型コロナウイルス感染拡大により、お客さまの価値観は大きく変容しています。生活様式・行動の変化に対しては新たな顧客体験の提供による価値創造を目指して取り組んでいます。

しかしながら、強毒性を持った新たな変異ウイルスの発生や想定以上の再拡大により、店舗の休業及びサプライチェーンの分断から商品供給体制に支障をきたす等の状況が生じた場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 気候変動に関するリスク

近年、地球温暖化が進み、多発する豪雨、台風の大型化などの異常気象を最小限にとどめるため、当社グループは気候変動問題に対して取り組みを行っています。これらは事業展開地域においても大きな影響があり、もはや他人事ではなく、かけがえのない唯一無二の地球において持続的に生活を続けることができるよう、事業を通じて環境問題解決に取り組み、よりよい未来を次世代につなげます。その実現へ向け、当社グループは、当社代表取締役社長を委員長とした全社横断的な組織であるサステナビリティ委員会を設置し、「サステナビリティ基本方針」を策定しています。環境面においては、「気候変動対応方針」「TCFD提言に基づく対応」を策定し、社会環境の変化に対応したマテリアリティ(重点課題)を抽出・特定し、サステナビリティ推進に取り組んでいます。

しかしながら、今後、環境関連法令の規制強化等により、法令順守のための対策コスト、想定以上のエネルギーコスト増加や事業活動が制限された場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (3) 人事・労務リスク

当社グループは、持続的に成長し続ける企業であるためには、「社員が誇りと喜びを感じ、地域とお客さまの生活に貢献し続ける」企業でありたいと考えています。消費動向の急激な変化の中、スピードをもって変革を続けるために、性別、年齢、経歴、国籍等に関係なく、多様な人材の採用、登用を積極的に行いつつ、それぞれの特性や能力を発揮できる職場環境の整備やマネジメント層の教育に取り組んでいます。

また、社会が大きく変化する中、当社グループが目指す経営ビジョンを実現するには改革を絶えず行う必要があります。当社は「革新」「挑戦」「スピード」を企業のDNAとし、常に好奇心を持ち、自らが一段上の仕事にチャレンジする人材の育成を目指しています。また、働き方やキャリアに対する価値観が多様化する中、多様なバックグラウンドを持った従業員が個々の事情に応じて柔軟な働き方を選択でき、性別・年齢・学歴等によらず意欲や能力に応じて活躍できる環境を整備しています。

しかしながら、人事・労務関連法令や制度、少子高齢化の進行による労働需給やその他の経営環境の変化などにより採用・育成計画が予定どおりに進まない場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (4) 資産保有リスク

当社グループは、有形固定資産やのれん等の多額の固定資産を保有しています。固定資産の減損に係る会計基準等の適用に当たっては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としており、店舗別の収益管理を実施しています。しかしながら、意思決定時点の投資計画と実績の乖離ならびに店舗の収益性低下等、回収可能価額を著しく低下させる変化が顕在化し減損処理が必要となった場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (5) 情報セキュリティに関するリスク

当社グループは、小売事業や小売周辺事業における商品・サービスの提供のため、お客様やお取引先様などの個人情報や情報資産を取り扱っています。対象情報のセキュリティ対策に万全を期すものとし、紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等のリスク未然防止を目的として「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティ責任者と各部門の管理者を置き、情報セキュリティ対策の実効性を確保できる体制を運用・構築しています。

しかしながら、こうした対策にもかかわらず、多様化・高度化するコンピューターウイルスやサイバーテロ、従業員や委託先の管理ミス等の要因により、お客さまからの信用低下等を招く可能性があります。加えて、被害者への損害賠償義務などの損害及び対応費用の発生により当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (6) 事業継続リスク

当社グループは、日本国内に本社および店舗等の事業拠点を多数有しており、特に中国、四国、九州地方を中心に事業拠点を展開しており、ます。当該地域における大規模災害等の発生時における基本方針を定めるとともに、各事業拠点における事業継続計画(BCP)の策定ならびに事業継続マネジメント(BCM)体制を構築しています。

しかしながら、想定を上回る大規模自然災害等が生じた場合、店舗等の事業拠点の建屋・設備の被害、各種インフラの遮断、情報システムの停止、サプライチェーンの寸断、意思決定者の不在など、その影響は広域かつ多岐にわたり事業継続が困難となり、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (7) 市況変動リスクについて

当社グループは、一般消費者への物品・サービスの販売を事業の中核としており、そのため天候や景気・個人消費の動向、小売業他社との競合状況等の影響を受けています。これらの変動により、既存店舗や今後の新設店舗の収益低下、あるいは店舗閉鎖による損失計上が発生した場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、有利子負債の調達による設備投資を実施しております。また、販売商品において海外輸入品も扱っています。さらに、当社グループ外の有価証券も保有しています。したがって、金利、為替、株価などの想定を上回る変動の影響が、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (8) 法規制・制度動向リスクについて

当社グループは、提供する商品・サービスの安全に万全の体制で取り組んでいますが、予期せぬ事由により食中毒や問題のある商品の販売等の事態が発生し、公的規制、損害賠償責任等の損失、お客さまからの信用低下等があった場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、独占禁止法、消費者保護関連法、環境・リサイクル関連法、個人情報保護法等の各種法的規制の遵守に努めていますが、予期せぬ事由により、これら法的規制に抵触する事態が発生し、事業活動への規制、費用の増加、お客さまからの信用低下等を招いた場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

大規模商業施設の出店に際しては、「大規模小売店舗立地法」、「都市計画法」、「建築基準法」等の規制を受けませんが、これらの法律の改正やこれらに関して都道府県等が定めた規制の変更により、新規出店や既存店舗の改装等が困難となった場合や、将来の出店候補案件が減少した場合、当社グループの財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社イズミ本社

(広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。